

平成19年度関連予算の概要等について

第1 平成19年度関連予算の概要

1 プランに掲げた施策・事業項目に係る主な予算措置

(1) 重点課題1：認知症をはじめとする要援護高齢者及びその家族の生活支援

<取組方針>

認知症をはじめとする要援護高齢者及びその家族が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、地域の特性を踏まえて、ニーズに対応した介護サービスを確保するとともに、在宅生活を総合的に支援するという観点から、介護保険以外のサービスについても引き続き充実に努めます。

事業名等	内 容
特別養護老人ホーム整備 助成（新規） ＜⑩445,000千円＞	特別養護老人ホームを整備し、在宅で生活することが困難な要介護者等に対し、入浴、排泄、食事等の介護やその他の介護サービスを提供する。 ○ 「京都積慶園（仮称）」 定員 70人（短期入所10人併設） 場所 山科区北花山大林町 ○ 「故郷の家・京都（仮称）」〔継続分〕 定員 100人（短期入所20人、ケアハウス40人併設） 場所 南区東九条南松ノ木町
小規模特別養護老人ホーム 整備助成（新規） ＜⑩60,000千円＞	小規模特別養護老人ホームを整備し、在宅で生活することが困難な要介護者等に対し、入浴、排泄、食事等の介護やその他の介護サービスを地域密着型で提供する。 ○ サテライト型特別養護老人ホーム「小栗栖（仮称）」 定員 18人（小規模多機能型居宅介護拠点併設） 場所 伏見区小栗栖牛ヶ淵町
ケアハウス建設助成（新規） ＜⑩111,000千円＞	ケアハウスを建設助成し、在宅での生活が困難なひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯の方に対し、生活相談に応じるほか、入浴、食事等を提供する。 ○ ケアハウス「さいわいケアハウス（仮称）」 定員 60人 場所 伏見区向島清水町

認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業（充実） ＜⑩2,250千円＞	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言等の支援を行う認知症サポート医を養成する。また、認知症サポート医が講師となり、かかりつけ医を対象とした認知症対応力向上研修を行う。
在宅・入所相互利用検証事業（新規） ＜⑩3,000千円＞	限られた施設を有効に利用し、高齢者が少しでも長く住み慣れた地域で生活できるようになることを期待して、平成18年度に在宅・入所相互利用（ホームシェアリング）加算（※）が新設されたが、現時点では具体的なサービスとして実施されていないことから、この制度の有効性を検証し、課題を明らかにすることを目的として本事業を実施する。 ※ 介護老人福祉施設において複数人が予め在宅期間及び入所期間（入所期間については3箇月を限度とする）を定め、同一の個室を計画的に利用した場合に算定されるもの。

（2）重点課題2：総合的な介護予防の推進（予防重視型システムへの転換）

＜取組方針＞ 高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、地域包括支援センターを中心とした介護予防ケアマネジメントの体制づくりと、市民の主体的な介護予防を総合的に推進していきます。
--

事業名等	内 容
継続的評価分析支援事業（新規）＜⑩4,000千円＞	介護予防関連事業の実施効果を検証し、効果的・効率的な事業へ改善していくため、地域包括支援センターを1箇所選定し、介護予防関連事業に関するデータの収集を行う。

【地域支援事業】

事業名等			内 容
1 介護	(1) 介護	地域介護予防推進事業（特定高齢者施策分）（充実） ＜⑩184,857千円＞	各区に設置する地域介護予防推進センターにおいて、特定高齢者を対象に介護予防を目的とした通所型の介護予防プログラムを提供する。

予 防 事 業	予 防 特 定 高 齢 者 施 策	口腔機能向上教室(充実) ＜⑩4,979千円＞	口腔機能を早期に改善するために、歯科医師・歯科衛生士による口腔機能訓練や口腔ケアの個別アセスメントによる集団指導を実施する。
		高齢者(マシン)筋力トレーニング普及推進事業(新規) ＜⑩5,776千円＞	運動器の機能を早期に向上するため、介護予防のためのトレーニング機器等を利用した筋力トレーニングの個別指導を上京区の元春日小学校に開設した中・高齢者筋力トレーニング施設「いきいき筋トレルーム」において実施する。
	(2) 介護 予 防 一 般 高 齢 者 施 策	地域介護予防推進事業(一般高齢者施策分)(充実) ＜⑩72,572千円＞	各区に設置する地域介護予防推進センターにおいて、一般高齢者向けの介護予防プログラムを提供するとともに、健康すこやか学級等において、パンフレットの配布や簡単な講義等介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発する。
		介護予防情報提供事業(新規) ＜⑩18,896千円＞	介護予防に対する市民の理解を深め高齢者一人ひとりが自主的かつ継続的に生活機能の低下の予防に取り組んでいけるよう、市民しんぶんの折り込みチラシや啓発ビデオ等により、必要な介護情報を提供する。
		介護予防普及推進事業(新規) ＜⑩21,135千円＞	介護予防の普及及び定着に重点的に取り組むため、 ・ 介護予防の考え方を専門的立場から地域の高齢者に普及するための地域向けシンポジウム又は介護予防教室 ・ 地域に医療機関で医療を受けている高齢者を必要な介護予防サービスにつなげていくためのかかりつけ医師の研修等 を実施する。
		元気高齢者推進事業(充実) ＜⑩14,837千円＞	市民検診会場等において介護予防に必要な情報を発信するコーナーの設置、簡易な筋力測定や介護予防サービスの説明や相談を実施することで、介護予防の意識の向上と普及啓発を図る。
		高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座(充実) ＜⑩8,727千円＞	高齢者の介護予防、健康増進のための運動プログラム「京(今日)から始めるいきいき筋力トレーニング」及び介護予防に関する知識の普及推進を地域において実践するボランティアを養成し、ボランティアの活動の支援を行う。

	高齢者(マシン)筋力トレーニング普及推進事業(新規) ＜⑩5,955千円＞	運動器の機能を早期に向上するため、介護予防のためのトレーニング機器等を利用した筋力トレーニング及び機器を使わないトレーニングの集団指導を、上京区の元春日小学校に開設した中・高齢者筋力トレーニング施設「いきいき筋トレルーム」において実施する。
2 包 括 的 支 援 事 業	地域包括支援センター運営事業(充実) ＜⑩1,003,000千円＞	地域包括支援センターの体制整備支援を行う。 ＜主な項目＞ ・ 担当圏域内の高齢者人口(1号被保険者数)が6,000人を超えるセンターは4名体制 ・ 介護予防普及啓発事業の委託(地域介護予防推進事業) ・ 京都市地域包括支援センター人員基準の規定 ・ 法律相談ホットラインの設置
	地域包括支援センター運営協議会等事業(充実) ＜⑩31,669千円＞	市及び各区・支所の地域包括支援センター運営協議会において、引き続き、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑な運営を図るための協議等を行う。

(3) 重点課題3：健康増進・生きがいの推進

＜取組方針＞

市民が、家庭や地域において、心身ともに健やかに高齢期を過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりを支援します。また、高齢者が知識や経験等を活かしながら、意欲や関心をもって社会活動に参加し、生きがいを感じることができるよう、地域の資源を活用した多様な活動の場づくり、情報提供の充実に取り組んでいきます。

事業名等	内 容
新しい生きがい支援策の調査・研究事業(新規) ＜⑩10,000千円＞	団塊の世代が高齢期にさしかかることを踏まえ、高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会を構築するためにも、団塊の世代の生きがいや、それらを支える社会の意識・実態について調査し、新しい生きがいの支援策のあり方について研究等を行います。

京都市市民健康づくりプラン普及及び推進事業 (充実) ＜⑩6,165 千円＞	平成 19 年度は国の医療制度改革を踏まえた生活習慣病対策を推進するためプランの評価と見直しを行い、平成 22 年度の最終目標の達成度を検討する。 また、路上喫煙防止条例（仮称）に合わせて、「京都市たばこ対策行動指針」に掲げる禁煙、分煙、防煙を推進するため、タバコの害や喫煙等に対する知識を普及する媒体を作成し、普及啓発を展開していく。
がん検診（充実） ＜⑩292,327 千円＞	受診勧奨の工夫を図り受診率向上に努めるほか、がん制圧月間にセット検診を新たに実施する。

（4）重点課題 4：地域における総合的・継続的な支援体制の整備

＜取組方針＞

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等が増加する中、住み慣れた地域における生活の継続を支援するため、地域密着型サービスの基盤整備などにより、日常生活圏域を基本としたサービス提供体制の整備を図ります。また、地域全体で高齢者を見守り支えるためのネットワークづくりを進めます。

事業名等	内 容
小規模多機能型居宅介護拠点整備助成（新規） ＜⑩15,000 千円＞	小規模多機能型居宅介護拠点を整備し、「通い」（日中ケア）を中心に利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」（訪問ケア）や「泊まり」（夜間ケア）を組み合わせたサービスを提供し、地域社会に 24 時間、365 日の安心を提供する。 ○ 「小栗栖（仮称）」 （サテライト型特別養護老人ホーム併設） 場所 伏見区小栗栖牛ヶ淵町
夜間対応型訪問介護ステーション整備助成（新規） ＜⑩60,000 千円＞	夜間の介護に不安を抱く要介護高齢者の方を対象に、夜間の定期的な巡回又は通報により居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他夜間において安心して居宅で生活を送ることができるようにするための援助を行う。 ○ 「在宅ケアセンター新大宮」 場所 北区紫竹西桃ノ本町 ○ 「京都老人ホームほっこり」 場所 伏見区深草大亀谷東古御香町

高齢外国籍市民福祉給付金支給事業（充実） ＜⑩60,133 千円＞	制度上国民年金を受給できない外国籍市民の方に対して、国が制度化を図るまでの過渡的な施策として、福祉給付金を支給していますが、平成 19 年 4 月分から給付金を月額 10,000 円から 17,000 円に上げます。
--------------------------------------	--

（5）重点課題 5：介護保険事業の適正かつ円滑な運営

＜取組方針＞

介護保険事業を適正かつ円滑に運営していくため、関係団体等との連携の下、ケアマネジメントや介護サービスの質の向上に取り組むとともに、保険給付の適正化を図ります。

事業名等	内 容
高齢者の生活と健康に関する調査、高齢期の生活と健康に関する意識調査（新規）＜⑨9,000 千円＞	介護サービスの利用状況や今後の利用意向等を把握し、各サービスの見込量設定等のための基礎データを得るとともに、介護保険制度や高齢者保健福祉全般に関する市民の意向を把握し、「京都市民長寿すこやかプラン」の見直しに向けての基礎資料を得ることを目的に実施します。
事業者研修・指導（新規） ＜⑨6,843 千円＞	地域密着型サービス及び介護予防サービスについて、サービスの質の確保及び効果的な介護予防の推進を図るため、事業者に対する研修・指導を実施する。

（6）重点課題 6：誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

＜取組方針＞

すべての世代が理解し合い、助け合える世代間の連帯と活力に満ちた共生社会を形成していくため、高齢世代と若年世代とが交流し、世代間相互の理解を深められるよう取り組んでいきます。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、高齢者のハード・ソフトの両面から生活環境づくりに取り組みます。

※既存事業を引き続き推進

第2 地域介護予防推進センターにおける新規事業

1 地域介護予防推進センターにおける新規事業について

地域介護予防推進センターにおいては、現在の地域介護予防推進事業に加えて、以下の事業を行う。

- (1) 一般高齢者向け通所型介護予防事業 ……平成19年1月から
- (2) 訪問型介護予防事業（実態把握も含む。） ……平成19年2月から

2 事業内容について

(1) 一般高齢者向け通所型介護予防事業

ア 事業概要

基本チェックリストの特定高齢者の基準には該当しない一般高齢者で、介護予防の取組が必要な方に対し、運動、口腔、栄養などの介護予防プログラムを提供する。

また、認知症予防に関する取組など、介護予防に資する事業の実施も可能とする。

イ 対象者

次のいずれかに該当する者。

- ・ 基本チェックリストNo.6～10のうち1項目以上該当（運動機能関係）
- ・ 基本チェックリストNo.11 又は 12 に該当（栄養改善関係）
- ・ 基本チェックリストNo.13～15のうち1項目以上該当（口腔機能関係）
- ・ 地域介護予防推進センターにおいて、介護予防の必要性が認められる者

なお、要支援認定者のうち、介護保険サービス等未利用者を対象とすることも可

【参考】特定高齢者施策（通所型介護予防プログラム）の必要チェック項目数

- ・ 運動器の機能向上プログラム No.6～10の5項目全てに該当
- ・ 栄養改善プログラム No.11 及び 12 に該当
- ・ 口腔機能向上プログラム No.13～15の3項目全てに該当

基本チェックリスト〔抜粋〕

No.	質問項目	回答	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

ウ その他留意事項

- ・ 基本健診の受診及び介護予防ケアプランの作成は不要
- ・ プログラムを実施する際は、対象者の健康状態を確認するために、バイタルチェックや体調の聞き取りを行うとともに安全の確保に留意
- ・ プログラムの内容は、基本的に特定高齢者向けのプログラムと同様。期間、回数は特定高齢者向けのプログラムを上限とし、内容を変更することも可能
- ・ 利用者が自主性をもって取り組めるよう工夫
- ・ 事前・事後のアセスメントを行い、利用者にその効果が把握できる内容にする。
- ・ 1回あたりの登録者数は5～10名以上を基本とし、参加メンバーはできる限り固定
- ・ プログラム提供終了後、利用者の状況や希望に応じ事業継続の可否を判断
- ・ プログラムについては、自宅においても継続できるよう工夫
- ・ プログラム終了者による自主グループの立ち上げの助言やボランティアとしての協力依頼や育成も考慮

(2) 訪問型介護予防事業

ア 事業概要

地域の関係機関からの連絡や実態調査等により、閉じこもり、認知症、うつ等の状態又はそのおそれのある特定高齢者の候補者の把握を行うとともに、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランに基づき、特定高齢者の居宅等に看護師等が訪問し、生活機能に関する問題を把握・評価する中で、必要な相談・指導を実施する。

また、実態調査等を行う中で、一般高齢者施策や通所型介護予防事業の提供が必要な方の把握も行い、必要なサービスにつなげるものとする。

イ 対象者

特定高齢者のうち、閉じこもり、認知症、うつ状態又はそのおそれがあり、通所型の介護予防事業への参加が困難な者

ウ その他留意事項

- ・ 民生児童委員や老人福祉員などの地域の関係機関や福祉事務所等との連携による対象者の把握
- ・ 地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランに則して、対象者個別にアセスメントを実施し、支援計画を作成。支援の実施にあたっては、対象者の合意のもと、家族等の協力を得て行う。
- ・ 支援の中心は保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士のいずれかによる訪問活動
- ・ 必要に応じ関係機関との連絡調整等訪問以外の活動も行う。また、対象者の状況に応じ医療機関への受診を勧奨
- ・ 実施期間については、一人あたり6箇月間を限度として、地域包括支援センターが定める。
- ・ 支援の中心となる訪問は、2週間に1回1～2時間程度を目安とする。
- ・ 実施期間経過後、生活状況を評価し地域包括支援センターに報告

特定高齢者の把握等の状況について

1 特定高齢者に関する状況（平成 18 年 12 月末）

- (1) 特定高齢者（候補者）の状況
2,972 人…高齢者人口の約 1 %
・ 基本健診 2,473 人, 保健所 77 人, 地域包括支援センター 422 人
- (2) 特定高齢者（決定者）の状況
206 人（集計可能者のみ）
- (3) 各種プログラムの実施状況
・ 運動機能向上 22 人
・ 栄養改善 3 人
・ 口腔機能向上 10 人 合計 35 人

2 特定高齢者の把握、サービス提供等が十分進まない主な要因

- (1) 特定高齢者は、国が示す「基本チェックリスト」の一定要件に該当する必要があるが、介護予防事業に参加する特定高齢者が目標数に達するようにするには、その要件が厳しすぎる。
- (2) 介護予防に関する市民の意識や関心が十分に高まっておらず、健診結果通知時に地域包括支援センターを案内してもほとんど相談に行かれなかったり、センターから対象者に介護予防の必要性やサービス利用を促すなどの働きかけを行っても関心を示されないことが多いなど、サービスの利用につながらない。
- (3) 地域包括支援センターからの働きかけに際しては、「基本チェックリスト」の目的が十分認識されていないことや、システム上、基本健康診査受診からセンターの働きかけまでに一定の時間を要していることなどから、働きかけの内容を理解してもらいにくい現状がある。
- (4) 新予防給付に係る介護予防ケアマネジメントを含めて、センターの業務量が多く、特定高齢者の把握活動が必ずしも十分とはいえない状況もある。

3 改善に向けた取組

- (1) 基本チェックリストの要件緩和（国）
⇒ 基本チェックリストの十分な理解と幅広い実施が必要
- (2) 医療機関等との連携（市・包括）
⇒ 医師・歯科医師向けの研修の実施
⇒ 医療機関で特定高齢者候補者を把握する取組の検討
⇒ 介護支援専門員との連携
- (3) 地域包括支援センターで把握した特定高齢者（候補者）へのアプローチ（包括）
⇒ 必要に応じた基本チェックリストの聞取り・補正
⇒ 速やかに基本健診につなぎ、地域包括支援センターからアプローチ
- (4) 基本健診会場などでの介護予防普及・啓発（市・包括）
⇒ 介護予防事業の周知や基本チェックリストの考え方の説明、地域包括支援センターの役割の説明
⇒ 医師会・歯科医師会による一般市民向けの研修等による普及啓発

第3 平成18年度、平成19年度予算における介護保険給付費について

1 平成18年度補正予算について

18年度の保険給付費については、18年3月に策定した「京都市民長寿すこやかプラン（第3期介護保険事業計画）」での見込みに基づいて予算計上していたが、今後の保険給付費の執行見込みにおいて計画額を下回ることが見込まれるため、減額補正を行った。

(単位：百万円)

	当初予算額 (事業計画見込み)	補正後の額	補正額
施設サービス費	35,653	34,381	△1,272
居宅サービス費	32,544	30,593	△1,951
居宅介護支援等	11,730	11,360	△370
合 計	79,927	76,334	△3,593

2 平成19年度当初予算について

19年度当初予算の保険給付費については、18年度補正後予算額を踏まえ、事業計画における保険給付費の伸び率を勘案し算出した。

(単位：百万円)

	当初予算額	事業計画見込み額	差 額
施設サービス費	35,462	36,671	△1,209
居宅サービス費	32,174	34,067	△1,893
居宅介護支援等	12,503	12,851	△348
合 計	80,139	83,589	△3,450

3 介護保険給付費が見込みより減少した理由について

- (1) 第1号被保険者(65歳以上)における要介護認定者の出現率が第3期事業計画における見込みを下回ったこと

18年度見込み 18.87% → 18年9月実績 17.76% (△1.11ポイント)

57,734人

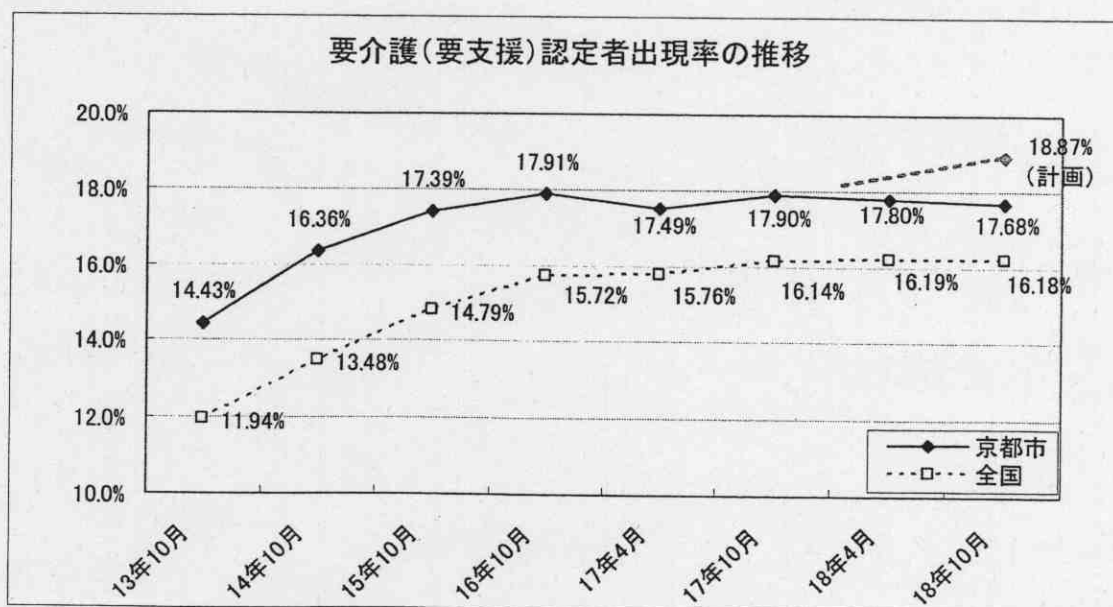
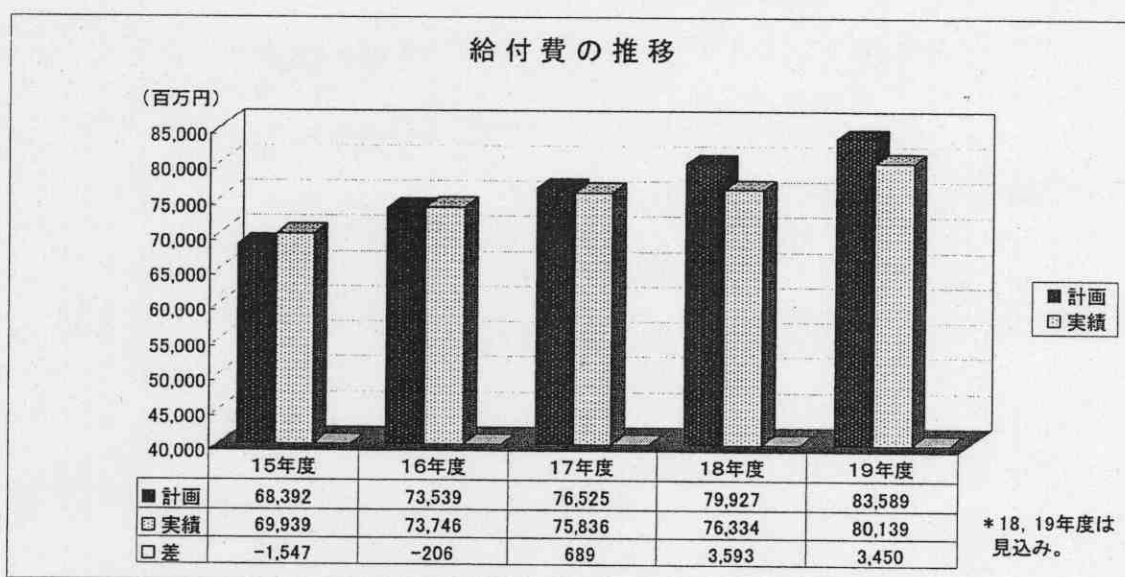
54,465人 (△3,269人)

- (2) 出現率及び保険給付費が見込みと比べ下回った理由

- 「健康すこやか学級」などの生活支援サービス、保健所における「地域出張型介護予防教室」、「転倒予防教室」の実施、「京から始めるいきいき筋力トレーニング」の開発やボランティアの養成など、介護予防事業に先駆的に取り組んできたこと
- 適正な制度運営を進めるための事業者に対する指導等に取り組んできたこと
- 市民に適切にサービスを利用していただくよう、制度の趣旨や制度内容の周知に努めてきたこと

4 今後の対応について

保険給付費の減少分に係る第1号保険料の剰余分の見込み（平成18年度補正予算後 623百万円，平成19年度当初予算 588百万円）については，19年度の事業計画で見込んだ基金積立金138百万円と合わせ，計1,349百万円を介護給付費準備基金に積立てを行い，今後の介護保険財政の動向を見極めながら，平成19～20年度において保険給付費が予算額を上回った場合の保険給付費への充当，第4期の事業計画期間（平成21～23年度）の京都府財政安定化基金からの借入金の償還への充当を検討する。



平成19年度 介護保険事業特別会計予算の概要

	平成19年度当初	平成18年度当初	平成18年度補正後	増△減		
	①	②	③	③-②	①-②	①-③
経 費	86,527,000 千円	85,258,000 千円	82,858,000 千円	△ 2,400,000 千円	1,269,000 千円	3,669,000 千円
特 定	73,240,000 千円	72,039,000 千円	70,079,000 千円	△ 1,960,000 千円	1,201,000 千円	3,161,000 千円
一 般	13,287,000 千円	13,219,000 千円	12,779,000 千円	△ 440,000 千円	68,000 千円	508,000 千円

予 算 総 額

865億2千7百万円

(歳 出)

(歳 入)

保険給付費等 814億13百万円	財政安定化基金拠出金 86百万円	(a)	第1号保険料 162億32百万円
	保険給付費等 801億39百万円		
	保険給付費 799億97百万円		第2号保険料 248億43百万円
	審査支払手数料 1億42百万円	国庫負担金 142億 2百万円	国庫支出金 184億76百万円
	介護給付費準備基金積立金 7億26百万円	調整交付金 42億74百万円	府支出金 118億44百万円
	財政安定化基金償還金 4億62百万円	(A)	一般会計繰入金 100億18百万円
	介護予防事業費 7億90百万円	(b)	第1号保険料 3億65百万円
	包括的支援事業・任意事業費 11億40百万円	(B)	第2号保険料 2億45百万円
	人件費 15億85百万円	(C)	国庫支出金 6億57百万円
	物件費 13億35百万円	(D)	府支出金 3億27百万円
地域支援事業費 19億30百万円			一般会計繰入金 3億29百万円
事務費 29億20百万円			諸収入等 7百万円
予備費 30百万円			国庫支出金 9百万円
諸支出金 2億34百万円	諸支出金 20百万円	(c)	一般会計繰入金 29億10百万円
	社会福祉事業基金償還金 2億14百万円		諸収入等 1百万円
			一般会計繰入金 30百万円
			諸収入等 20百万円
			第1号保険料 2億14百万円

○一般会計繰入金

保険給付費(A)＋地域支援事業費(B)＋事務費(C)＋予備費(D)＝132億8千7百万円

○第1号保険料

保険給付費(a)＋地域支援事業費(b)＋諸支出金(c)＝168億1千1百万円